

平成16年(行ウ)第15号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外2名

被告 宇都宮市長佐藤栄一 外1名

準備書面 4

2006(平成18)年2月28日

宇都宮地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 木 一 俊

同 同 米 田 軍 平

同 同 山 口 益 弘

同 同 須 藤 博

同 同 若 狭 昌 稔

被告宇都宮上下水道事業管理者提出の準備書面(3)に対し、次のとおり反論する。

第1 被告らが特ダム負担金等についてその支出を拒むことができないとする点について

1 宇都宮市が湯西川ダムの建設負担金を支払わなければならないのは、ダム使用権設定を申請しダム使用権設定予定者となったからである(特ダム法第5条、7条)。

2 他方、宇都宮市は、請求原因5、(3)、イ(訴状16頁)でも述べたと

おり、ダム使用权が不要であると判断した場合には、その申請を取下げることが可能であり、その場合には建設負担金を支払わなくてすむだけでなく、既に納付された負担金の還付を受けることもできるのである（同法第12条、同法施行令第14条の2）。

- 3 ところで、この同法施行令第14条の2は、既に納付した負担金のうち、還付する額を定めるものであり、2004（平成16）年2月25日に改正・追加されたものである。その趣旨については、次のように説明されている。

「それまでは、右肩上がりで水需要が伸びるとの前提で、ある事業者が撤退しても、別の事業者が新たに参加すると見込んで、事業の撤退や縮小を想定しておらず、その場合の費用負担のルールもなかった。しかし、計画時に比べて水需要が落ち込むケースが増えており、ルールがないことによって、実態と合わない投資が続くおそれがあった。そのため、事業着手後のダムで撤退する事業者に対し、不要となった過去の支出額などを負担させる一方、引き続き事業に参加する利水者の負担を抑制し、予想より水需要が減った際に撤退しやすい環境を整え過大投資を防ぐものである（甲第13号証）。」

このことから判るように、既納付の建設負担金については、全額が還付されるとは限らないにしても、ダム使用权設定申請を取下げた以降の建設負担金の支出については、免れることができることは当然である。

- 4 このことは、水特法第12条に基づく水源地域整備事業の経費負担金（以下「水特負担金」という）についても同様である。

というのは、同条項は、整備事業がその区域内で行われる地方自治体以外の者が水特負担金を負担する根拠として、指定ダムを利用して河川の流水を利用することが予定されているか、洪水の防止等が図られることが要件としているところ、宇都宮市が水特負担金を負担する根拠はその前者であり、つまるところダム使用权設定予定者となっているからに他ならないからである。

従って、前記2のとおり、ダム使用权設定申請を取り下げれば、水特負担金を負担する法定の要件を欠くことになり、その後は負担金の支出を免

れることができると解すべきである。

そうでなくとも、前記2のとおり、法律上も事後にこのダム使用権設定申請を取り下げられる場合があることを予定していることから、この水特負担金に関する協定は、ダム使用権の取下げを解除条件とする協定であると解するのが相当である。従って、この水特負担金についても、宇都宮市がダム使用権設定申請を取り下げれば、協定の効力が失われ、その後は水特負担金の支出を免れることができると解すべきである。

なお、1998(平成10)年5月12日の栃木県と宇都宮市との間で締結された「利根川水系湯西川ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」(甲第12号証)の第10条は「この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上、処理するものとする。」とされており、既納付の負担金の還付については、特ダム法施行令第14条の2の規定を参考に、栃木県と宇都宮市との間の協議により、決めることになる。

- 5 さらに、基金負担金についても、宇都宮市が栃木県との協定(乙第4号証)でこれを負担するのは、利水予定者であることすなわちダム使用権設定予定者であることが前提となっている。前記2のとおり、法律上も事後にこのダム使用権設定申請を取り下げられる場合があることを予定していることから、この基金負担金に関する協定についても、ダム使用権の取下げを解除条件とする協定であると解するのが相当である。

従って、この基金負担金についても、宇都宮市がダム使用権設定申請を取り下げれば、協定の効力が失われ、その後は負担金の支出を免れることができると解すべきである。

この基金負担金の既納付分の還付についても、協定(乙第4号証)第4条に従い、特ダム法施行令第14条の2の規定を参考に、栃木県と宇都宮市との間の協議により、決めることになるものと解される。

- 6 以上のとおり、宇都宮市は、ダム使用権設定申請を取下げることにより、各負担金の支出を免れるのであり、各負担金の支出を拒むことができないとするのは誤りである。

なお、宇都宮市がダム使用権設定申請の取下げをしなくとも各負担金の

支出を免れる理由については、準備書面3で述べたとおりである。

第2 地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項が財務会計法規足り得ることについて

- 1 被告らは、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定める地方自治法第2条第14項の規定、及び「地方公共支出してはならない」と定める地方財政法第4条第1項の規定は、いずれも訓示規定に過ぎず、財務会計法規足りえない旨主張するものの、これらの規定が単なる訓示規定に過ぎないのか、そうだとすると訓示規定では財務会計法規になりえないのかについては、全く理由を述べていない。
- 2 これらの規定が、財務会計法規であることについては、横浜地方裁判所2001(平成13)年5月16日判決(判例タイムズ1080号97頁)、京都地方裁判所2003(平成15)年3月27日判決(判例タイムズ1131号117頁)等の裁判例でも認められているところである。

財務会計行為であっても、地方自治法上の基本原則に従ってなされるべきは当然であり、地方自治運営の基本原則を規定した地方自治法第2条第14項(松本英昭著「逐条地方自治法」第3次改訂版50頁)等の規定が財務会計法規となるべきは自明のことと言わなければならない。

- 3 また、伴義聖・大塚康男共著の「実務住民訴訟」は、被告らが引用するいわゆる一日校長事件における最高裁判所1992(平成4)年12月15日判決について、「ここでいう『財務会計法規上の義務』というのは、個々の協定の財務会計法規が含まれることはもちろん、それのみにとどまらず、長の事務を誠実に執行する義務(自治法138条の2)なども財務会計行為を行う上での職務上の義務に含まれるとした上、このような誠実執行義務等により、財務会計行為を行うに当たっては、その原因となっている非財務会計行為に違法事由が存在するか否か、違法か否か審査、調査しなければならない、原因行為に違法事由があるのに、それを取消す等の是正措置をとることなく財務会計行為に及べば誠実執行義務等の財務会計法規上の義務に違反し、違法な財務会計行為になると考えるのです。」(同書1

18頁)としている。

この誠実執行義務との対比からしても、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項が財務会計法規となりうることは言うまでもなからう。